

奈良県中央卸売市場運営協議会

市場再整備事業審査部会設置要綱（案）

（目的）

第1条 奈良県中央卸売市場条例規則第106条に基づき、中央卸売市場再整備事業（以下、「本事業」という。）の遂行にあたり、民間事業者の決定等の重要事項について、競争性、公正性、透明性を以て審査検討することを目的として、市場再整備事業審査部会（以下、「審査部会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 審査部会は奈良県中央卸売市場運営協議会（以下、「協議会」という。）会長が指名する協議会委員及び協議会会長が指名する外部委員で構成する。

- 2 協議会委員の中から指名された委員の任期は、協議会の任期規定に準ずる。
- 3 外部委員の任期は二年とする。
- 4 部会長は委員の互選とする。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会議は部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議においては、今後の市場の整備に係る以下の項目について審議する。
 - （1）本事業の全般的な方針等の専門的見地からの検討に関する事項
 - （2）本事業の施設整備等に係る落札者決定基準に関する事項
 - （3）本事業の施設整備等に係る落札者の決定に関する事項
 - （4）その他、部会長が必要と認める事項

（事務局）

第4条 審査部会の事務局は、奈良県食と農の振興部中央卸売市場再整備推進室におく。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、本部会の運営等について必要な事項は部会長が定める。

付則

この要綱は令和 年 月 日から施行する。

市場再整備事業審査部会の当面のスケジュール（予定）

- 市場（BtoB）エリアにおいては、PFI手法による整備を予定していることから、以下の通り本部会を開催する予定。

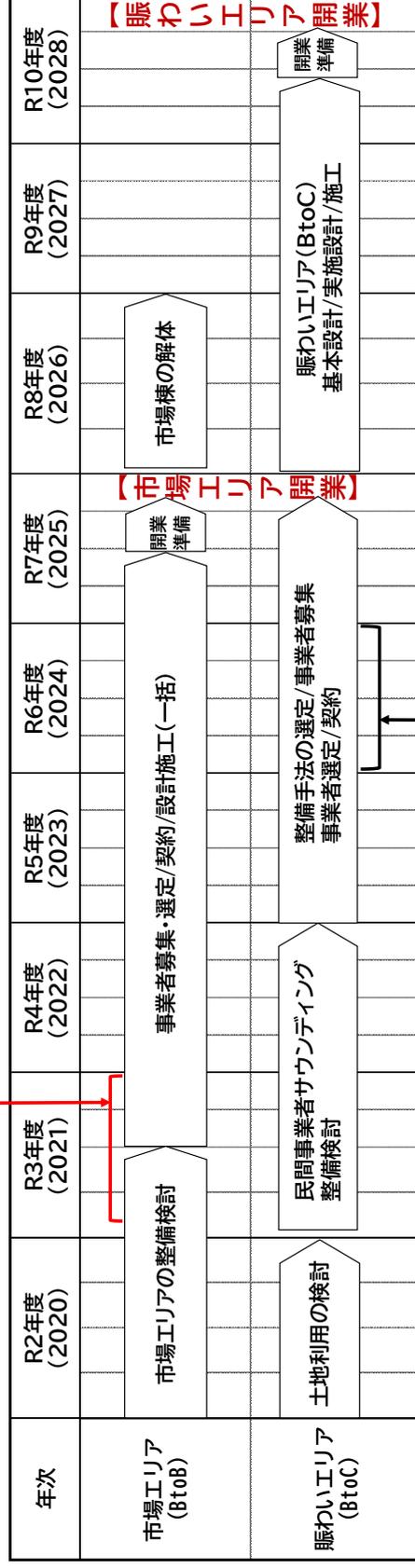
【令和3年度開催予定】

- 第1回審査部会（R3年5月）：実施方針（案）等の説明
- 第2回審査部会（R3年7月）：落札者決定基準の審査・決定
- 第3回審査部会（R4年1月）：資格審査結果の報告及び提案内容の確認
- 第4回審査部会（R4年3月）：提案事業者ヒアリング、評価内容の審議、落札者の決定

- なお、今後、市場再整備に際して、社会状況の変化に対応した施設整備が必要となった場合には、随時、本部会を開催し、専門的所見を得ながら事業推進を図るものとする。

【審査検討事項】

- ・落札者決定基準に関する事項
- ・落札者の決定に関する事項



【審査検討事項】

- ・落札者決定基準に関する事項
- ・落札者の決定に関する事項